○大阪府附属機関条例

参考資料１

昭和二十七年十二月二十二日

大阪府条例第三十九号

（趣旨）

第一条　この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項、第二百二条の三第一項及び第二百三条の二第五項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第二条　執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

２　前項に定めるもののほか、公の施設の指定管理者の指定について審査させ、及びその業務の実施状況等に関する評価について調査審議させるため、別表第二の上欄に掲げる執行機関の附属機関として、同表の中欄に掲げる公の施設についてそれぞれ一の指定管理者選定委員会及び指定管理者評価委員会を置き、その名称は、同表の下欄に定める名称を冠するものとする。

第三条～第五条　（略）

（委任）

第六条　この条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関の組織、委員等の報酬及び費用弁償の額その他附属機関に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

附　則（抄）

この条例は、令和三年十一月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）（抄）

一　知事の附属機関

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 担任する事務 |
| 大阪府住生活審議会 | 住宅、住環境その他の住生活に関する施策についての重要事項の調査審議に関する事務 |

二～四　（略）

別表第二（第二条関係）（略）

○大阪府住生活審議会規則

昭和四十八年五月二十三日

大阪府規則第六十六号

（趣旨）

第一条　この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）第六条の規定に基づき、大阪府住生活審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条　審議会は、委員二十人以内で組織する。

２　委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

３　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第三条　審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

２　専門委員は、知事が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第四条　審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、会務を総理する。

３　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第五条　審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第六条　審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

２　部会に属する委員等は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

４　部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

５　前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（幹事）

第七条　審議会に、幹事若干人を置くことができる。

２　幹事は、府の職員のうちから知事が任命する。

３　幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

（報酬）

第八条　委員等の報酬の額は、日額九千八百円とする。

（費用弁償）

第九条　委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

（庶務）

第十条　審議会の庶務は、都市整備部において行う。

（委任）

第十一条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則（抄）

１　この規則は、令和三年十一月一日から施行する。